

委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

環境産業振興総合対策事業

2 業務の目的・概要

道では、「第2期 北海道環境産業振興戦略」に基づき、環境産業を経済活性化の推進エンジンの一つとして育成・振興を図ってきた。

本道の環境産業の振興を図るためには、道内企業の技術・製品を道内外へ効果的にPRし、販路をより一層拡大していくことが重要であり、これまで各種の取組を進めてきたが、道内における環境産業に取り組む企業の割合が減少するなど、今後とも各種振興施策を行うことが必要な状況である。

このため、道外企業との連携による事業化の推進や道外展示会への出展及びシンポジウムの開催等により、道内企業の販路拡大や新規参入等を図り、道内の環境産業のより一層の振興を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

以下に掲げる内容を実施し、報告書を作成して提出すること。

(1) 道外企業との連携による事業化の推進

① 企業ヒアリングの実施

- ・平成29年度及び30年度にENE Xの北海道ブースに出展した企業を訪問及びENE X出展後の成果等についてヒアリングを実施し、道内企業との連携が期待できる道外企業を選定後に直接訪問して道内企業との連携の可能性を調査すること。
- ・今後新たに道外企業との連携による事業化の推進を期待できる企業を調査及びヒアリングを実施し、下記(2)の展示会への出展を促すなど、事業化の推進を図ること。

(2) 展示会への出展

以下に示す展示会に出展することとし、下記ア～サを実施すること。

① 展示会

ENE X 2020

(令和2年1月29日～31日、於：東京ビッグサイト(東京都江東区))

② 出展内容

ア 14ブース程度確保

イ 上記(1)で新たに調査した企業に対する出展要請並びに道のホームページや各種団体等が発信するDM等の活用及び他の展示会へ出展している企業に出展を要請するなど、広く出展企業を募集

ウ 応募企業数が多数となった場合の選考の方法を検討

エ 出展企業をテーマ別(新エネ、省エネ、リサイクル等)に配置する等の方法を検討

オ 上記(1)で判明した道外企業に対して来場案内を行う

カ 出展までの主催者等との連絡調整全般、展示物送付手配

キ 展示ブース造作、ブース内展示対応、終了後撤収、展示物返送までの一連の業務(会場常駐にすること)

ク 来場者アンケート等によるニーズの把握

ケ 来場企業等に対するアンケートやヒアリングなどを行い、今後の道内企業の商品や技術等の事業化及び販路拡大に向けた分析等を実施

コ PR用資材の作成

- ・単なる企業・商品リストではなく、その活用例を掲載するなど、出展企業の特徴を伝える内容のパンフレットを作成(1,500部以上)

- ・出展企業等に関する展示パネルの作成

サ 出展後フォローアップ

- ・商談数、商談先、進捗状況等に関する出展企業への個別調査
- ・来場企業リストの作成

(3) 環境産業シンポジウムの開催

分散型・地産地消型エネルギーシステム（DR、VPP等）及び、次に掲げる内容のうち2項目以上、計3項目以上について国内外の最新動向、国の施策、他県及び民間企業等の取組等の情報を広く周知するシンポジウムを開催する。

- ・FIT買取期間終了後の住宅用太陽光発電設備の活用
- ・EV、PHV及びV2H関連
- ・ZEH、ZEB関連
- ・RE100及びESG投資

①開催時期

上記（1）及び（2）の事業内容との関係を勘案し、適切な時期を提案すること。

②実施期間

1日間とすること

③場所

札幌市内のホテル等、シンポジウムの内容に応じた開催場所を提案すること。

④内容

- ア 事業効果を高めるため、各種メディアと連携して実施する等の方法を検討
- イ 実施前の宣伝・告知を十分に実施
- ウ シンポジウムの内容については、「第32回北海道技術・ビジネス交流会（ビジネスEXPO）」、「第7回再生可能エネルギー産業フェア（REIF）」、ENEX等も参考に検討
- エ 各セミナーの講師については、集客力と専門性の双方の要素を勘案して選定
- オ 平成30年度に道の「環境・エネルギービジネスセミナー・情報交換会（道央地域）」における視察会等を参考に、視察会の実施を検討
- カ 内容に応じて分科会形式の開催を検討
- キ 来場者に対してアンケート調査を実施

(4) 道内の環境産業の状況に関するアンケート調査。

「第2期北海道環境産業戦略」の内容について、道内の環境産業の状況を把握するためにアンケート調査を実施すること。

(5) 報告書及び成果物

次のものを作成及び提出すること。

- ① 報告書及び参考資料（A4版） 1部
- ② 報告書要約版（A4版 報告書本文内容を1～2頁程度に要約したもの） 1部
- ③ 事業において作成したパンフレット等の製作物の電子データ
- ④ 上記を保存した電子媒体（CD-ROM） 1枚

4 委託期間

契約締結日より令和2年2月28日まで

5 予算上限額

18,309千円（消費税を含む）

本事業は、令和元年北海道議会第二回定例会の議決前であるため、議決結果によって委託業務の内容及び予算上限額を変更する場合または事業が中止になる場合がある。

また、本企画提案の募集は、令和元年度の国の交付金事業の採択決定前の準備行為として行うものであり、国の採択の結果によって、委託業務の中止や業務の内容及び予算上限額に変更があることに留意すること。なお、国からの交付額が減額となった場合減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結する。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ①業務を実施するに必要かつ十分な体制、スケジュールとなっているか。
- ②環境産業の多岐にわたる分野において、幅広く知見を有しているか。また、企業間連携や事業化に対する知見を有しているか。

(2) 企画提案内容

- ①過去のENEX出展企業へのヒアリングの実施方法及び道外企業の選定方法は適切か。
- ②今後、道外企業との連携による事業化の推進を期待できる企業の調査方法は適切か。
- ③展示会への出展者の募集方法は、効果的なものとなっているか。また、展示会の出展企業が多数となった場合の選考の方法は適切か。
- ④展示会の出展企業のテーマ別の配置は適切か。
- ⑤展示ブースの造作については、他との差別化が図れているか。また出展者の事業内容が適切に紹介できるものとなっているか。
- ⑥シンポジウムの開催時期及び場所は適切か。また、事業効果を高めるためにメディアとの効果的な連携が図れているか。
- ⑦シンポジウムの内容については、国内外の環境及びエネルギー産業の最新動向、国の施策、他県及び民間企業等の取組等について適切に紹介できる内容となっているか。
- ⑧環境産業の状況を把握するためのアンケートの内容は適切か。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料
- (2) 様式 参加表明書 別添様式による。
- (3) 提出部数 参加表明書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和元年7月10日(水)午後5時(必着)
- (5) 提出場所 11の(3)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、一般書留のいずれか)

8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による。
付属資料 A4サイズの任意様式による。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも8部
※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。文中にも記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和元年7月22日(月) 午後5時(必着)
- (5) 提出場所 11の(3)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、一般書留のいずれか)
- (7) その他 企画提案書提出期限までに、企画提案指示書その他の文書からは判断が困難な事項について質疑応答がなされた場合は、軽微なものを除き原則随時ホームページ上で公表するので、内容を確認のうえ提出すること。

9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出したのに対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書の数が増える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

10 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、道と委託者の協議により契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 契約形態

コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。

(3) 契約保証金

受託者は契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める。

なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。

(4) 概算払

委託料の額の範囲内において、概算払請求書及び年間支払計画書の提出により、概算払を請求することができる。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

11 その他

(1) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 企画提案書提出に関すること

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(3) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室環境産業グループ（担当：福士）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

電 話 011-204-5320

E-mail fukushi.yukihiro@pref.hokkaido.lg.jp